

## 農業トライアルワーク事業 実施要領

### 1 事業の目的

本事業は、市内で農業を営む団体や企業の協力のもと、津山圏域外に在住する津山市への移住希望者であって、津山市で農業体験を希望する者（以下、「農業体験希望者」という。）に、津山地域の農業体験や地域生活体験の機会を提供し、移住後の生活イメージの醸成を図るとともに、移住希望者と受入地域の方との間に移住後も相談できる関係性をつくることで、津山市への移住に向けた動機付けを行うことを目的とする。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業の期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

#### (2) 委託先

以下の条件を全て満たす事業者を対象とする。

- ① 市内に事務所または事業所を有する企業または団体であって、市内に農業体験を実施できる圃場等を有していること。
- ② 体験期間中、農業体験希望者に農業指導を行うことができること。

#### (3) 委託の概要

##### ① 委託内容

農業体験希望者に、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を行うもの。なお、農業体験希望者の受入れに際しては、市が事前に体験希望の内容を聞き、希望内容が実施可能な委託先を選定しマッチングするものとする。

##### ② 委託期間

契約日から平成31年3月31日までとする。

##### ③ 体験期間

体験は1日を単位とし、連続して体験する場合は最長8日までとする。

##### ④ 条件

- ・市内で農業を営む団体や企業の指導のもと農業体験を実施すること。
- ・市内に有している圃場等を使用して農業体験を実施すること。

### 3 事業の実施方法

(1) 事業を実施しようとする事業者は、企画提案書（様式第1号）を津山市産業経済部仕事・移住支援室（以下、「仕事・移住支援室」という。）に提出する。

(2) 仕事・移住支援室は、(1)による申込みがあったときは、内容を審査のうえ、事業者を決定し、その結果を通知する。

(3) (2)による通知を受けた事業者は、仕事・移住支援室と連携し、広く農業体験希望者の募集を行うものとする。なお、体験の申込先は仕事・移住支援室とする。

(4) (3)により申込みがあったときは、仕事・移住支援室は農業体験希望者の希望内容が実施可能な事業者とのマッチングを行い、受入れに至ったときは、事業者は受託申請書（様式第2号）に事業計画書（様式第3号）を添えて、仕事・移住支援室に提出する。

(5) 仕事・移住支援室は、(4)の申請書を適当と認めたときは、当該事業者に農業体験希望者の受入れを依頼するものとする。ただし、農業体験希望者の受入れ依頼は(4)の申請順に行うものとし、その実施は予算の範囲内とする。また、当該事業者が年度内に初めて農業体験希望者を受け入れる際には、仕事・移住支援室は当該事業者との間で委託契約（様式第4号）を締結するものとする。

(6) (5) により事業を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）は、農業体験希望者に対し、市内に有している圃場等を使用し、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を実施する。

#### 4 委託業務に要する経費及び支払い

- (1) 仕事・移住支援室は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する農業体験希望者1人につき、1日当たりの費用として4千円（消費税含む）を受託事業者を支払う。
- (2) 委託費の概算払いは、原則として認めない。

#### 5 事業報告及び委託費の取扱い

- (1) 受託事業者は、1日の体験終了後実施報告書（様式第5号）を提出し、仕事・移住支援室の検査を受けなければならない。
- (2) 仕事・移住支援室は、(1)の検査終了後、受託事業者の提出する請求書に基づき、請求の日から30日以内に支払うものとする。

#### 6 その他

- (1) 仕事・移住支援室は、農業体験希望者の農業体験にかかる保険として、イベント保険に加入するものとする。
- (2) 委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金（国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。
- (3) 仕事・移住支援室は、委託期間中において、必要があるときは、担当職員に受託事業者を訪問させ、適切な指導援助を行うものとする。また、受託事業者は、その訪問を正当な理由なく拒むことができない。
- (4) この事業を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費については、受託事業者が負担するものとする。ただし、その損害が仕事・移住支援室の責めに帰する事由においては、その損害のために生じた経費は、仕事・移住支援室が負担するものとする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

津山市長 谷口圭三 殿

農業トライアルワーク事業 企画提案書

事業者名：

所在地：

代表者職氏名：

印

(担当者)：

(連絡先)：

1 受託事業を実施する事業者

事業者名	
所在地	

2 体験内容について

内容	詳細	実施場所	受入期間
例：水稻	例：土作り・苗作り・田植え・圃場管理 (草刈り・追肥など)・収穫	例：山北地内	例：4月 ～11月

3 受入条件について

1日あたりの受入人数	最大 名
体験に必要な免許等	(例：普通自動車免許等)

4 体験受入スケジュール 別紙のとおり



(様式第2号)

平成 年 月 日

津山市長  
谷口圭三様

事業者名

所在地

代表者

印

農業トライアルワーク実施業務受託申請書

農業トライアルワーク実施業務を、別添「事業計画書」のとおり受託したいので申請します。

事業者担当者 氏名  
電話  
FAX  
E-MAIL

(様式第3号)

農業トライアルワーク実施業務 事業計画書

事業者名

名称	
所在地	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
担当者連絡先	

参加者名

	氏名	ふりがな	年齢(歳)	住所(自治体名)
1				
2				
3				
4				

実施予定期間

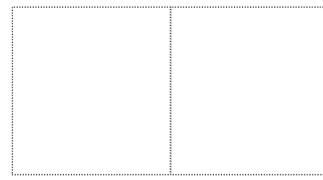
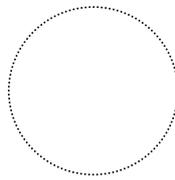
開始日	平成 年 月 日
終了日	平成 年 月 日
体験日数	日

※連続して体験を行う場合は最長8日までとすること

体験内容

内容	詳細
例：水稲	例：土作り・苗作り・田植え・圃場管理（草刈り・追肥など）・収穫

(様式第4号)



## 業務委託単価契約書

1 委託業務の名称	農業トライアルワーク事業実施業務委託
2 委託業務の場所	
3 委託契約の期間	契約日から 平成31年3月31日まで
4 契約金額	金4,000円/1人・1日の受入あたり (うち取引に係る消費税296円)
5 契約保証金	津山市契約規則第35条第1項第7号に基づき免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

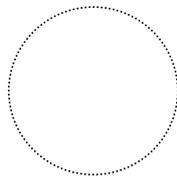
委託者 津山市山北520番地  
津山市  
津山市長



受託者 住所

氏名





## 業務委託約款

### (総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の「農業トライアルワーク事業 実施要領」及び「事業計画書」に従い、津山市契約規則（平成6年津山市規則第5号）及び関係法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 前項の「農業トライアルワーク事業 実施要領」及び「事業計画書」に明記されていない仕様については、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

3 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、その契約金額を支払うものとする。

### (契約の保証)

第2条 契約保証金は、免除する。

### (権利義務の譲渡)

第3条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面で委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

### (再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承認を得たときはその限りではない。

### (委託業務の調査等)

第5条 委託者は、必要と認めるときには、受託者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

### (委託業務の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面により定める。

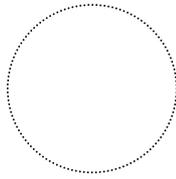
2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者が協議し定める。

### (履行期限の延長)

第7条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務が完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、委託者と受託者で協議し定める。

### (損害のため必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由



による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者が協議し定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受託者の責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務が完了することができない場合において、委託者が認める期間内に完了する見込みがあるときは、委託者は、遅延料を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延料は、延長日数1日につき業務委託料の1,000分の2以内の額とする。

(検査及び引渡し)

第10条 受託者は、受託業務の一部を実施、又は全部を完了したときは、実施又は完了した業務の実施報告書を業務を実施した月の翌月10日までに委託者に対して提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による実施報告書の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、手直し又は成果品について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該手直し又は補正を行い、委託者に手直し完了を通知の上、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品等を委託者へ引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第11条 受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して適正な書類をもって委託金額の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(違約金)

第12条 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者が契約を解除したときは、受託者は委託金額の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等も含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

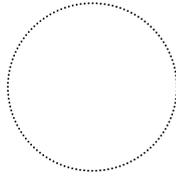
(解除権の行使事由)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

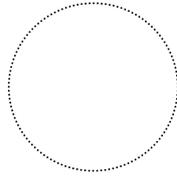
(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。



- (4) 第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は契約を締結する支店若しくは事務所の代表者を言う。以下この号において同じ。）が津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
- ト 暴力団員を雇用・使用していた場合（へに該当する場合を除く。）に委託者が受託者に対して当該被雇用（使用）者の解雇を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結をしたと認められるとき。
- リ 受託者が、イからへまでのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、委託者は、業務が完了するまでの間、必要がある場合は、この契約を解除することができる。
- 3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第6条の規定により委託内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による委託業務の一時中止期間が履行期間の3分の2（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。
- (解除の効果)
- 第15条 前条の規定により、この契約が解除された場合には、第1条に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。
- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に



合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する委託料(以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前条第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第2条第1項に定める契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 6 委託者は、前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(解除に伴う措置)

第16条 受託者は、第14条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する措置の期限、方法等については、この契約の解除が第14条第1項によるときは委託者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(様式第5号)

平成 年 月 日

津山市長  
谷口圭三様

事業者名  
所在地  
代表者  
印

農業トライアルワーク事業 実施報告書

農業トライアルワーク事業の実施内容を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時
- 2 実施場所
- 3 参加者氏名
- 4 実施内容
- 5 事業写真 別添のとおり

事業者担当者 氏名  
電話  
FAX  
E-MAIL